

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和8年8月31日(月) 開会 15時30分 閉会 16時25分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長職務代理者 久米 裕純
4 出席者	<農業委員> 1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 武市 直樹 3番委員 岸野三代明 4番委員 松村 孝明 6番委員 金澤 敬治 7番委員 豊田 修治 8番委員 久米 裕純 9番委員 中谷 千春 10番委員 中川 浩樹 11番委員 石井喜代幸 12番委員 板東美佐緒 13番委員 坂東 賢二 14番委員 熊村 秀樹 15番委員 佐藤 文昭 16番委員 谷川 興一 17番委員 湯浅 学 18番委員 赤川 勉 19番委員 林 恵子 <農地利用最適化推進委員> 1番委員 坂口 太一 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 10番委員 奥田 雅之 13番委員 岡田 敏明 14番委員 佐野 一英 16番委員 美間 亮 18番委員 阿木 靖典
5 欠席者	<農業委員> 5番委員 大貝 美治 <農地利用最適化推進委員> なし
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	(全体議案) 付議案件 第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る 意見決定について 第2号議案 令和9年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について (農地関係議案) 付議案件 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第6号議案 非農地通知の審議について 第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第8号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について 報告事項 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設の届出について 6. 農地法第18条第6項の処理について

	7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 8. 民事執行法による農地の現況に係る照会に対する回答について
--	--

(開会 15時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の久米委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から令和8年8月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号5番大貝美治委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号3番岸野三代明委員と、議席番号13番坂東賢二委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について御説明いたします。先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和8年6月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧(令和8年6月分)のとおりで、不動・川内・南井上・勝占の各地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の増減を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、8月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、9月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされ、了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案を意見なしと認めることが適当と思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、事務局の案のとおり、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、事務局の案のとおり、承認することに決定いたしました。続きまして第2号議案、令和9年度に向けた農業施策等の市長提言(案)についての審議を開始します。事務局より、議案についての説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案、令和9年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について説明します。今年度につきましては来月の総会の前、9月29日午後1時半から、遠藤市長

に対して、会長はじめ役員有志により提言書を提出する予定となっております。

それでは、中身について説明します。1ページを御覧ください。市街地農業への支援についてでございます。毎年、引き続き挙げている件でございますが、やはり、市街地農地を所有する委員さんからもそうですし、12月、1月頃に実施する地域計画座談会でも市街地区域では、この問題が出てくるので掲げております。また、市議会でも度々あげられる案件で、農業委員会の姿勢も問われておりますので、今回も提言したいと思っております。文章の中ほどにある「各自治体では地方計画の策定等…」とあり、法律に基づいて地方計画を策定しているのはほぼ都市近郊ではございますが、令和7年3月時点で、9都府県と94市区町で策定されております。ほとんどが生産緑地制度とセットで取り組んでいるようです。生産緑地の指定を受けると原則30年間は転用できなくなるというようなしほりもございますので、生産緑地制度には言及しておりませんが、令和6年度末に改定した市の農業振興ビジョンでの市街地農業の支援という項目に言及して、何かしらの支援を引き出せないものかと考えております。(2)は毎年断られ、難しいとは思いますが、継続して意思を伝えておくべきであると考え、引き続き提言するものです。

次の提言に移ります。2ページを御覧ください。遊休農地の発生防止及び解消に向けた取り組みについてでございます。

(1)については、記載のとおりでございますが、農地集積や遊休農地解消については貸借売買で権利移動が発生し、営農再開や集積集約が行われる場合に国や県の支援策がございます。国の補助事業についてはかなり条件が厳しかったりしますが、県単レベルになるともう少し取り組みやすい条件になっていたりします。2年前には1haを越える遊休農地の解消をしたにもかかわらず、周知が十分できていないこともあって事業に乗れなかった事例もありました。今回、少し県単事業の該当する部分を参考に配付いたしました。農地集積の方は少し条件厳しいとは思いますが、耕作放棄地フル活用事業の方は遊休農地を借りてまで営農する人さえいれば活用しやすい事業にはなってます。今回、市に対してはこれらの支援策の積極的な周知をお願いするものです。(2)についてですが、まずはどういう制度が簡単に説明します。我々が農地パトロールの現地調査で遊休農地の調査を行うわけですが、遊休農地であると確認した場合は、農地の所有者に意向を確認する通知を送ります。これを農地利用意向調査といいます。これに対して農地中間管理機構への貸付けの意向を表明しなかったり、自ら耕作を行うと回答したにも関わらず6か月後の現地再調査でも改善が見られず放置していた場合に、農業委員会が農地所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告できるのですが、この勧告をした場合に次の年の固定資産税の金額が上がる制度です。農業振興地域内に適用されます。1.8倍というのは、通常固定資産税の農地の評価額は売買価格に0.55の限界収益率というのを乗じてから計算するのですが、これに乗じなくするため結果的に約1.8倍になるというものです。これまで徳島県の中間管理機構においては借受が充分ではないことから、当委員会も勧告まで実施していなかったのですが、昨年度から委員さんからの意見もあり、検討していこうとしております。ですので、税務部局にも準備をお願いするものです。

次の提言に移ります。3ページを御覧ください。担い手の育成・支援についてということでございます。

(1)は、記載のとおりです。なにかしら支援をお願いしたいと思っております。

(2)については、消費税の話なんです。先ほど役員会でも話をしまして、全国的にも問題意識があることもありますし、すいぶん準備も進んでいること、また、申請行為がないような方法で支援を行うというような新聞記事もありましたので、今、市長に言っても仕方がないかというところで、これは却下ということにさせていただきます。

(2)を削除して、(3)を(2)にさせていただきます。

続いて、只今(2)となった項目については、担い手不足の進む中、これを解消するためのAIやロボットの技術日々飛躍的に進化しております。これらを活用した支援策の周知徹底、独自の支援策の創設、普及推進への取組みについてお願いしたいと考えております。先ほど紹介した本日配付の県単事業の資料にも、個人で支援が受けられる事業のパンフを添付しておりますので御参照ください。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第2号議案、令和9年度に向けた農業施策等の市長提言については、原案とおりの内容で提言を実施することに異議はありませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については、承認することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後96aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後61aに至り、しきびの栽培を行うとのことです。

3番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後71aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後50aに至り、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後76aに至り、いちじくや野菜の栽培を行うとのことです。

以上、全案件につきまして、農地法に規定されている不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。なお、5番については新規面談を実施しました。

第3号議案は全5件で、地目は、田9,762㎡、畑2,996㎡、合計12,758㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、5番案件の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の赤川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

赤川委員 今月20日の14時から、5番案件で新規面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、阿木推進委員と私の委員2名、譲受人1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、売買で農地を譲り受けることになり、今回の申請に至ったとのことです。営農については、譲渡人が数年の間は協力し、販売先や農機具も全て引き継ぐとのことで、問題はないと判断されます。今回の申請が許可されれば、いちじくや野菜の栽培を

行うとのことです。

結論として、北井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心の証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木工事業を営んでいる借人が、露天資材置場及び露天車両置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木建設業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。なお、本件は許可を受ける前に既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みです。加えて、地域計画にも支障がないことを確認済みです。

第4号議案は全4件で、地目は、田284㎡、畑706.57㎡、合計990.57㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地666.57㎡、駐車場・資材置場324㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は地面を土のまま利用する計画からアスファルト舗装に変更するものです。変更理由としましては、当初許可直後、土のまま利用していたところ、土ぼこりが発生し、近隣への影響があったためです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第5号議案は、1件で、地目はその他562㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場562㎡になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和52年頃から住宅として利用されているとのことで、確認資料として、平成16年3月10日撮影の航空写真のほか、現地調査でも状況を確認しております。

第6号議案は全1件で、対象地は、畑69㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地証明願について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書6ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は17筆、15,518.03㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

なお、農地の一部が対象となっておりますのは、営農型太陽光発電設備の下部農地であり、支柱部分等を非農地としております。

第7号議案は以上1件で、対象地は田12,616.43㎡、畑2,901.60㎡、計15,518.03㎡となっています。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、湯浅学委員に御退席をお願いしたいと思います。本人が他の案件に対して意見があるようでございますので、御意見を頂戴してから御退席いただきたいと思います。湯浅委員よろしくお願ひします。

湯浅委員 参与制限により退席する前に、第8号議案について、一言意見を述べます。

30番、34番、39番の借人である●●●●●について、最近、南井上地区で近隣農地との間で耕作者と営農上のトラブルを起こしており、地域との調和がとれた農業が行えるのか、地元の農業委員として非常に大きな不安を持っています。

最近あった事例ですが、除草剤を隣地の農地に飛散して稲を枯らしてしまい、対応が不誠実で近隣農家に不快感を与えたようなので、今後の地域との連携に少し不安を感じております。

よって、私は地元の農業委員として、30番の案件については保留としていただきたいと思います。

議長 ありがとうございました。事務局より他に説明はありますか。

事務局 農業委員会事務局としましては、湯浅委員が仲裁に入られるということで、事務局で●●●●●と隣地耕作者の日程調整をしていましたが、農業委員会の仲裁が法的な仲介の決定手続きにならないことから参加しないとの連絡がありました。

農業委員会としては、法的な仲介の決定手続きにはならないものの、隣地耕作者から、農業委員に仲介してもらえないかとの相談があったため、サポートという形で対応したいと考えておりましたが、今回は、話し合いにならなかったものです。

なお、隣地の被害について、必ずしも農業委員が介入しなくてはならないものではありませんが、他の委員さんにおかれましては、御厚意ということで御自身の判断で対応される場合には、事務局まで御連絡いただければと思います。

議長 ありがとうございました。それでは御退席願います。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書7ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

 今月は、賃貸借権が27件、使用貸借権が12件の合計39件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区6筆・3件、4番と5番が、勝占地区2筆・2件、6番から11番が、不動地区11筆・6件、12番から19番が、応神地区23筆・8件、20番から25番が、川内地区9筆・6件、26番から29番が、国府地区8筆・4件、30番から32番が、南井上地区7筆・3件、33番から39番が、北井上地区9筆・7件となっております。

 権利設定については以上で、田18筆19,876㎡、畑57筆56,834.35㎡の合計75筆76,710.35㎡となります。

 第8号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

 それでは、第8号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、湯浅委員から御意見のありました30番案件は、別途に採決したいと思います。それ以外の案件については、全て承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案は30番以外の案件を承認することに決定いたしました。それでは30番案件について採決いたします。本案件の採決については、農業委員17名のうち議長を除く16名による挙手により行います。30番案件について、審議を保留することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 — 挙手 —

議長 挙手多数でございますので、30番案件については保留することに決定しました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。
 続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

 議案書14ページから15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得5件を受理しました。

 議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分についてです。買受適格証明を交付した案件のうち4件について許可をいたしました。

 議案書17ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用の届出についてです。4件を受理しました。

議案書18ページから19ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件を受理しました。

議案書20ページを御覧ください。5番は、農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設の届出についてです。この報告は、本市委員会では初めての処理になりますので、内容説明をさせていただきます。農作物栽培高度化施設とは底地がすべてコンクリート等で舗装された園芸施設のことです。主に高い棚を用いた、水耕栽培や移動用カート・収穫ロボットの導入、環境制御農業ハウスといった農作物の収量や品質の向上・農作業農効率化・労働力不足の解消を図るための施設を想定しています。受理にあたっては、隣地農地への日陰の影響などを審査して受理するようになります。今回の届出については、新設ではなく既存の違反転用状態であった水耕栽培施設を高度化施設として届け出ることによって利用権設定の対象農地にし、後日貸借の認可を得ようとしているもので、新設の場合に準じて審査を行ない、1件を受理したものです。

議案書21ページを御覧ください。6番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。7件を受理しました。

議案書22ページを御覧ください。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。徳島地方法務局に対して1件を回答しました。

議案書23ページを御覧ください。8番は、民事執行法による農地の現況に係る照会に対する回答についてです。徳島地方裁判所に対して1件を回答いたしました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和8年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は9月29日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。